

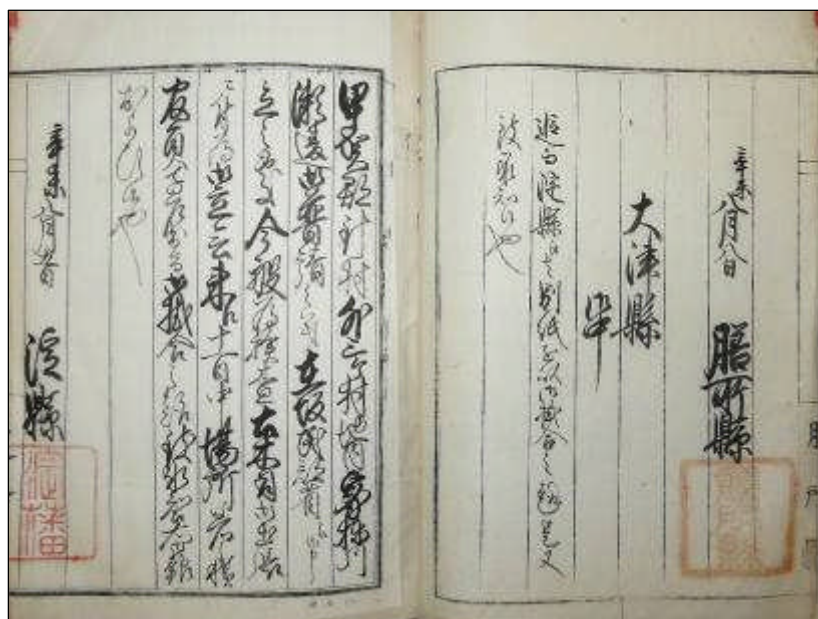
展示「明治5年の滋賀県—県政140周年—」

平成24年5月14日～6月7日

江戸時代、近江の地は藩や社寺の領地等いくつもの領地に分かれて治められていた。明治4年（1871年）7月に行われた廃藩置県は、旧来の「藩」を「県」に置き換えたただけであったため、膳所県や彦根県等、一時的に多数の「県」が存在することになった。近江ではまず明治4年11月に南を「大津県」、北を「長浜県」として大きく統合される。この大津県・長浜県はそれぞれ「滋賀県」・「犬上県」へ改称され、やがて明治5年9月に両県が合併することで、現在の「滋賀県」が誕生した。

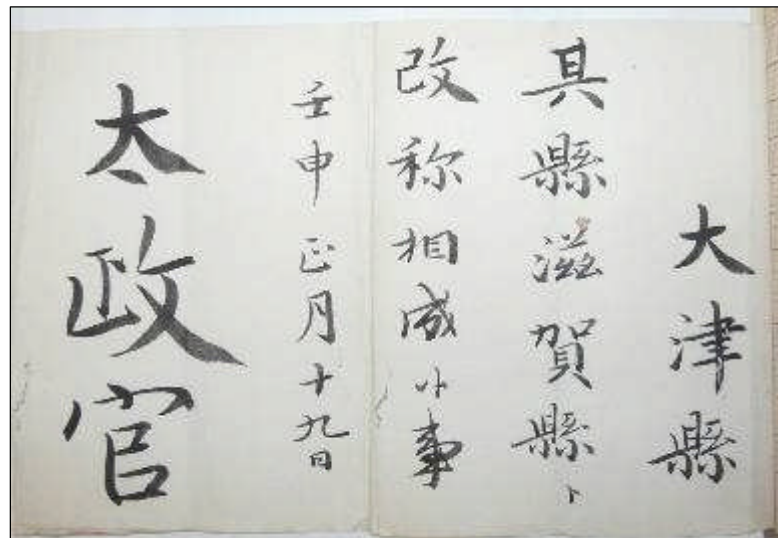
【 】は「滋賀県歴史的文書」の目録番号

【滋賀県の県域】



^{やなむねがわ}
「家棟川普請検査に付官員立会の件回答」 明治4年（1871年）8月
家棟川の「瀬違御普請」（河川工事）について、検査のために民部省から土木司が出張して来るため、各県から立ち会いの官員を派遣する必要がある旨、大津県から案内があった。文書は各県から官員の派遣について承知したと回答したもの（見開き両ページ共）。

日付の下や左にある「膳所縣（県）」「大津縣」「淀縣」は、明治4年7月の廃藩置県によって置かれた「県」（大津県のみ慶応4年（1868年）から存在）である。なお、淀県の印影は「淀藩」となっている。 【明う127(3)】

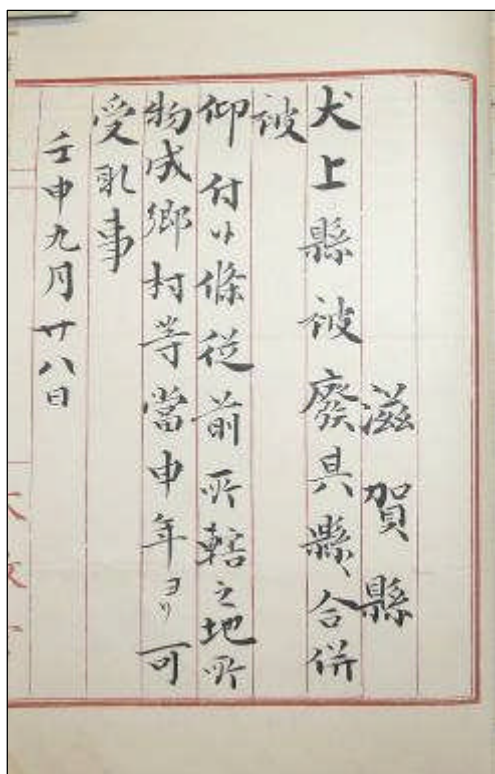


「県名改称の達」

明治5年（1872年）1月

太政官から大津県に対し、県名を「滋賀県」に改めるよう達した文書。当時、^{えち いぬかみ}愛知・犬上・坂田・浅井・伊香・高島の北部6郡は長浜県が管轄し、滋賀・栗太・甲賀・野洲・蒲生・神崎の南部6郡は大津県が管轄していた。

なお、北部の長浜県も同年2月に「犬上県」に改称する。【明う 152（13）】



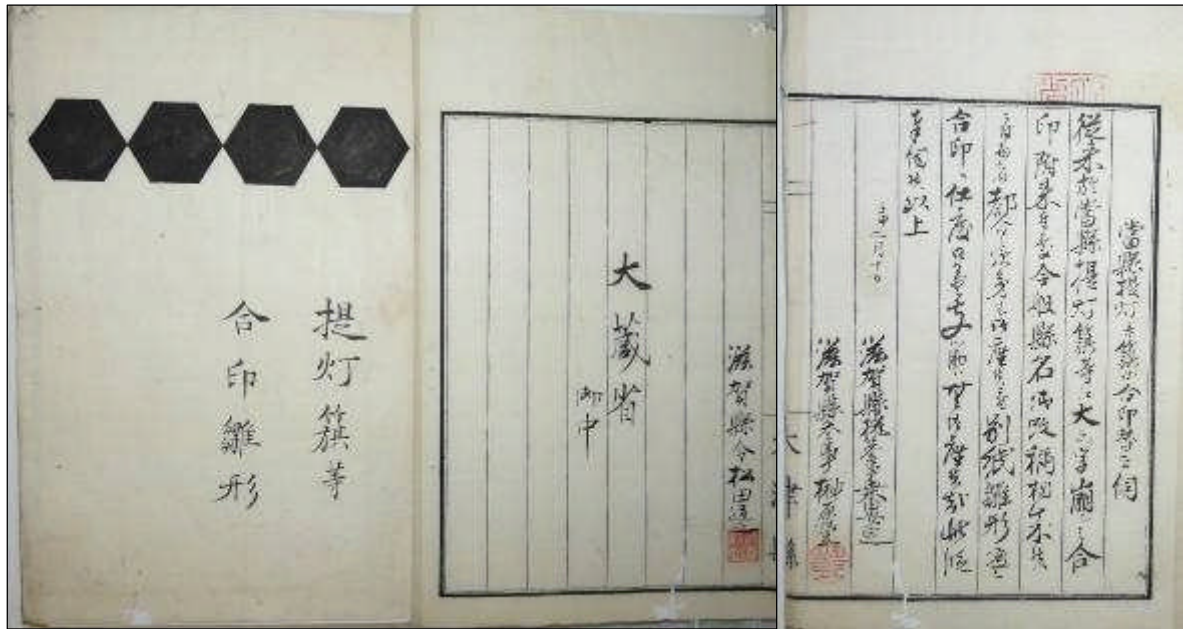
「犬上県・滋賀県合併の通達」

明治5年（1872年）9月

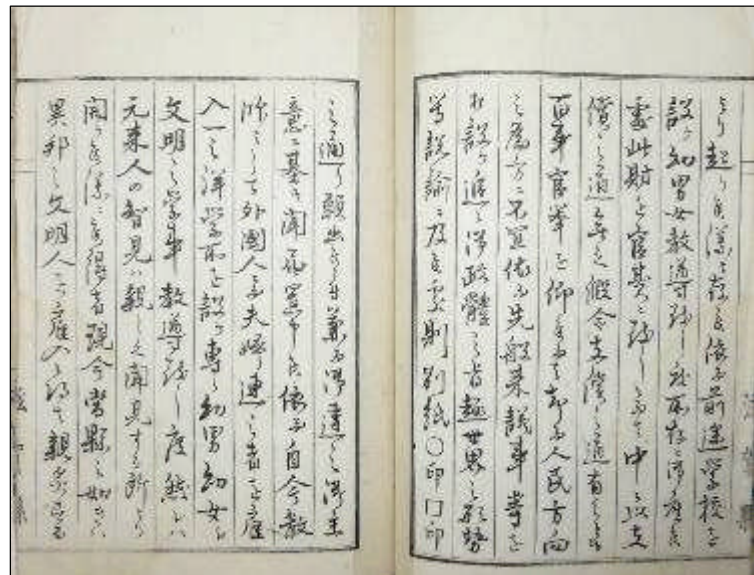
北部の犬上県と南部の滋賀県が合併することで、ほぼ現在の形の「滋賀県」が完成する。明治9～14年（1876～81年）には^{みかた おにゅう}敦賀県から敦賀・三方・遠敷・^{おおい}大飯の4郡が滋賀県に編入され、県域が拡大する。この4郡が分離した後は、明治5年9月に定まった県域が現在の県域となる。

【明う 151（27）】

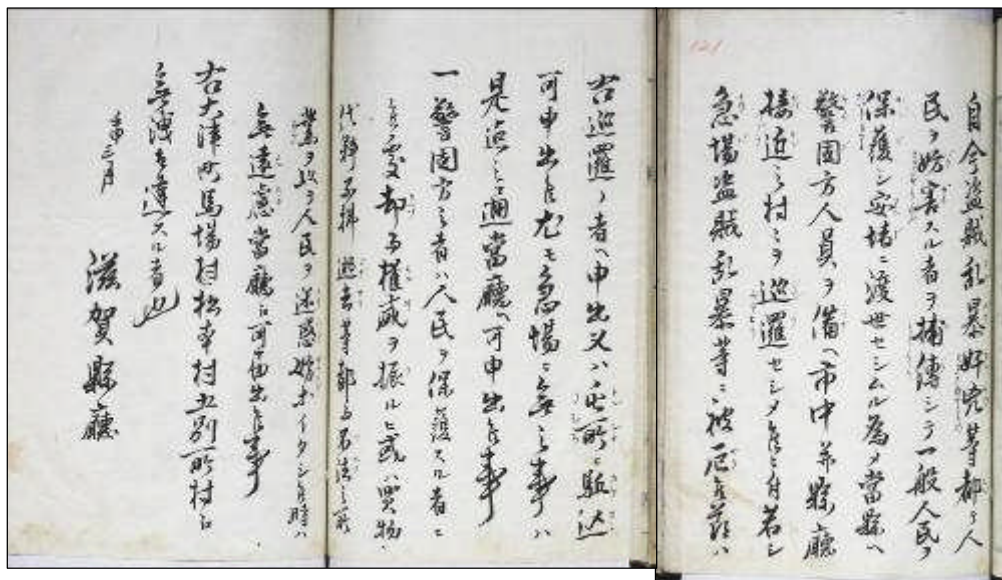
【明治5年の出来事（滋賀県）】



「本県合印改正につき伺」 明治5年（1872年）2月
 大津県から滋賀県に県の名称が変わったことを受けて、「合印」（県のものであるという証明の印）の形も変えることとなった。大津県のときは「大之字崩シ」の印を使用していたが、これを改めるとある。 【明う 160（1）】



「外国人雇入洋学所取設に付伺書」 明治5年（1872年）4月
 県が大蔵省に対して、外国人を教師として雇い、「洋学所」を設立する許可を願っている。「元來人の智見は親しく聞見する所より開け候」と、外国人の教師が教えることの意義を述べている。この願いは許可され、同年10月に大津欧学校が設立された。 【明う 156（30）】



(上・右)「警固方設置につき達」

明治5年(1872年)3月

明治5年3月、県では犯罪の捜査検挙の役を担う「警固方」と称する警察官吏41名がおかれた。「盗賊乱暴等」があれば巡邏の者か屯所へ申し出るよう記されている。逆に、警固方が権威を振るう、買い物をして未払いで逃げ去る等の不法行為をした時には遠慮なく県庁へ届け出るようにとある。警固方は西洋の警察制度を参考にされており、制服も洋服を採用していた。

【明い33 (122)】



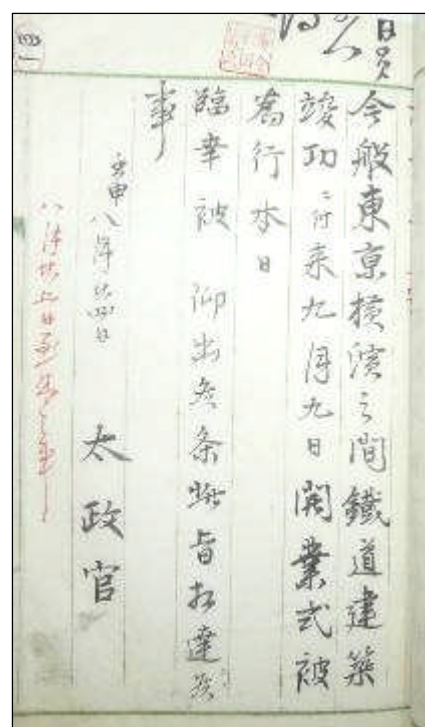
【明治5年の出来事(全国)】

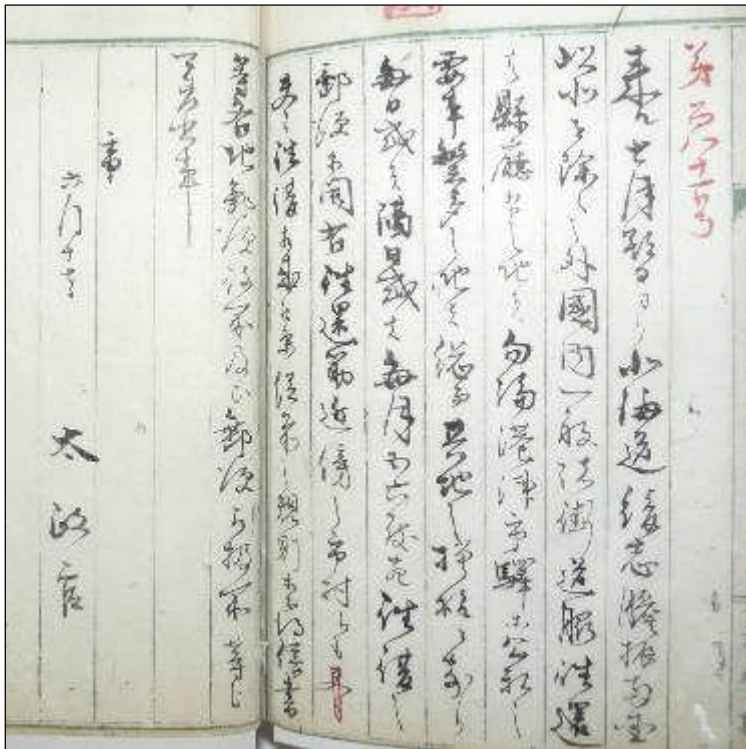
「東京・横浜間鉄道開業式の件達」

明治5年(1872年)8月

日本における鉄道の開通は明治5年の新橋—横浜間に始まる。この後、鉄道は明治7年に大阪—神戸間、明治10年に神戸—京都間と次々に敷設される。県に初めて鉄道が開通するのは明治13年で、大津—京都間に敷かれた。

【明あ10(41)】

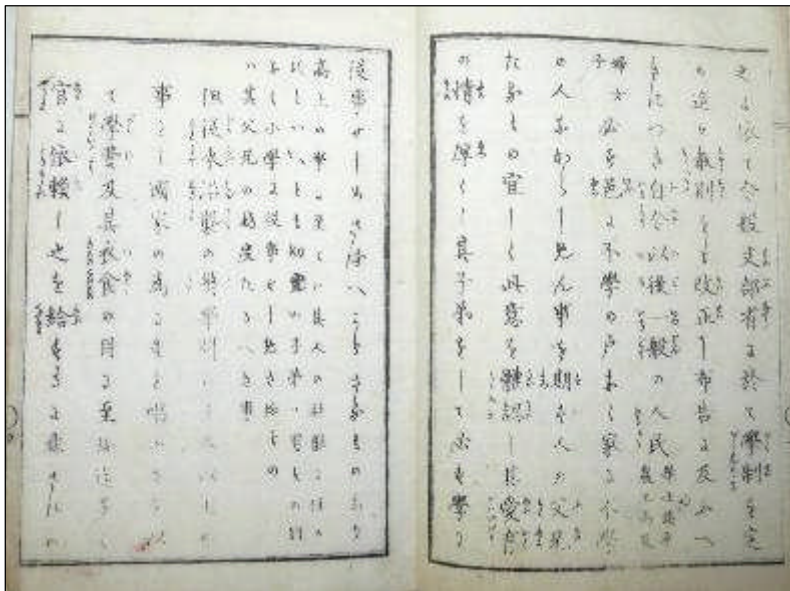




「北海道を除く全国一般郵便開始の件布告」

明治5年（1872年）6月
日本の郵便制度はイギリスに倣って構築された。各地に郵便役所（のち郵便局）が置かれ、明治4年3月1日に東京—京都—大阪間（東海道）で業務を開始、切手も発売された。本布告をもって北海道の一部を除く全国に郵便業務が拡大する。これ以前、県では福井県と東海道とを湖上・陸路で結ぶ独自の郵便制度があったが、郵便の全国展開に伴い終了した。

【明あ9（144）】



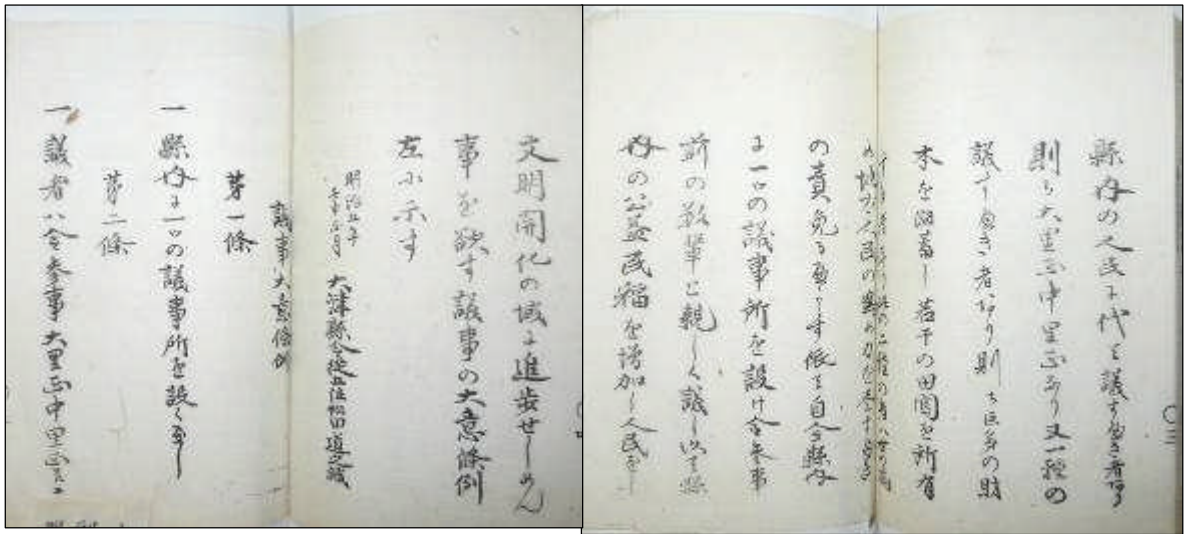
（表紙）

「学制に付布告」

明治5年（1872年）7月

学制は日本で最初の近代的学校教育法である。学制の全文は109章からなるが、文書はその理念を記したものである。「自今以後一般の人民（華・士族、卒・農・工・商、及婦女子）必ず^{いふ（む）}邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」とある。

【明し161 合本1（2）】

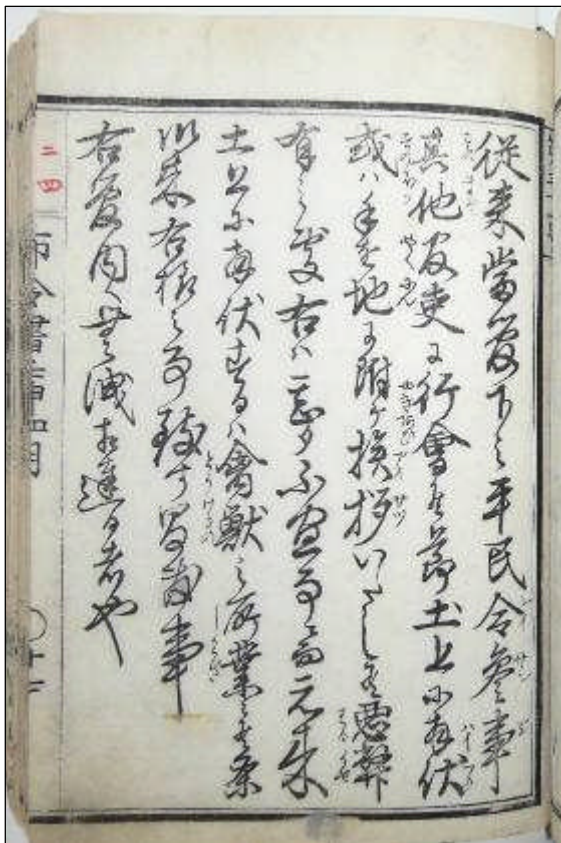


「議事大意條例」

明治5年(1872年)1月

明治5年、松田は全国に先駆けて地方議会である「議事所」^{けんしやうじ}を顕証寺(近松別院)に設置し、議事を開いた。「議すへき者」として、「大里正・中里正」(総戸長・副総戸長)と、多くの財産と土地を有している者をあげている。これらの者は「世の為め、地方人民の為め力を尽すへきの責」があるとしている。

【明い36(23)】



「官吏へ土上拝伏の挨拶に付達」

明治5年(1872年)4月

一般の人々が官吏に行き会った際には「土上に拝伏、或は手を地に付け」挨拶する習慣があったという。こうしたふるまいは「悪弊」であるとし、以後、禁止するよう、県が管内に対し達している。

【明い30 合本2(24)】